

平成 28 年度 ダイオキシン類分析調査（簡易測定）仕様書

大阪湾広域臨海環境整備センター

1. 業務概要

本業務は、大阪湾広域臨海環境整備センター（以下「センター」という。）の各基地に搬入される廃棄物に含まれるダイオキシン類の状況を迅速に把握するため、当該廃棄物に係る試料を受託者が受け取って、簡易測定により分析し、その結果をセンターに報告するものである。

2. 業務期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 24 日まで

3. ダイオキシン類に係る廃棄物の抜取検査の流れ

センターは、受託者に廃棄物に含まれるダイオキシン類濃度を迅速に分析させ、その結果が 3ng-TEQ/g を超過し、センターの受入基準が適用される場合*は、当該超過に係る廃棄物の搬入の自粛を要請のうえ、別途契約を締結する事業者（以下「公定法事業者」という。）に「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法」（平成 4 年 7 月 3 日、厚生省告示第 192 号）別表第一（以下「公定法」という。）に基づく機器分析を実施させる。

公定法事業者による分析の結果が 3ng-TEQ/g を超過した場合は、当該超過に係る廃棄物の搬入停止措置をとる。

上記のフロー及び曜日別のシミュレーションを参考に示す。

※ダイオキシン類に係るセンターの受入基準及びその適用は次のとおりである。

- ・受入基準：3ng-TEQ/g 以下
- ・受入基準は、ばいじん、焼却灰、その他の燃え殻及び廃ガス洗浄施設から排出された汚泥及びこれらを処分するために処理した廃棄物並びにこれらを含み又は付着した廃棄物に適用する。
- ・受入基準は、平成 12 年 1 月 15 日までに設置され、又は設置の工事がされている施設から排出されるばいじん、焼却灰、その他の燃え殻及び当該施設の廃ガス洗浄施設から排出された汚泥については、次に掲げる方法により処分を行う限り、適用しない。
 - 一 セメント固化設備を用いて重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にするために十分な量のセメントと均質に練り混ぜるとともに、適切に造粒し、又は成形したものを十分に養生して固化する方法
 - 二 薬剤処理設備を用いて十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ、重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にする方法
 - 三 酸その他の溶媒に重金属を溶出させた上で脱水処理を行うとともに、当該溶出液中の重金属を沈澱させ、当該沈澱物及び脱水処理に伴って生ずる汚泥について、重金属が溶出しない状態にし、又は製錬工程において重金属を回収する方法

4. 業務内容

(1) 予定数量、測定方法等

予定数量	1 1 2 検体（詳細は別紙 1 のとおり）
測定項目	ダイオキシン類
測定方法	ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第 2 条第 1 項第 4 号の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成 17 年 9 月 14 日、環境省告示第 92 号）第 1 の 1 又は第 1 の 3（以下「簡易測定」という。）
試料の提供方法	郵送（費用はセンターが負担する）
報告期限	検体を受け取った日の翌日から起算して原則として 5 日目の 15 時まで（土、日、祝日は期間に含めない。）
備考	対象とする廃棄物は、ごみ焼却施設又は産業廃棄物の焼却施設から排出されたばいじん（処理物）、焼却灰若しくはその他の燃え殻又はそれらの混合物である。 試料の採取はセンターが実施するが、採取に必要な物品及び試料の梱包に係るダンボール箱等の資材は受託者が提供すること。 報告期限を遵守することを原則とするが、センターから提供する試料が大量に重複する場合などの諸条件を考慮し、受託者からの申出に基づき、センターが承諾したものに限り、報告期限を延長することができる。

(2) 手順

受託者は下記手順の②、④、⑤、⑦、⑧及び⑨の業務を実施すること。

- ① センターは、センターの各基地に搬入された廃棄物等から試料採取を行い、収集箱で梱包し、これを受託者の分析事業所に、分析結果のとりまとめに必要な情報を記入した受入伝票を添えて送付する（期間：平成 28 年 4 月～平成 29 年 2 月）。また、センターは予め廃棄物毎の受入基準の適用可否に関するリストを別途提供する。
- ② 受託者は、センターからの試料を受け取った後、速やかに、各試料の分析項目、結果判明予定日を記載した分析計画書を、様式 1 (Microsoft Excel) により作成し、これを電子メールでセンターに送信する。
- ③ センターは、分析計画書の送付を受けた後、速やかに、各試料の受入伝票と突合を行い、分析計画書の承認や訂正を行い、受託者に電子メールで返信する。
- ④ 受託者は当該返信の結果を踏まえ、速やかに分析に着手する。
- ⑤ 受託者は、自らの分析用のほか、別の事業者分析用試料を提供するため、前処理のための調製済試料*約 200g を速やかに作成し、均質化のうえ 3 分割（100g、50g×2）する。さらに、当該試料に受入基準が適用される場合（ばいじん処理物又はばいじんに限る。）は、公定法事業者の分析事業所に受入伝票等必要な情報を添えて 1 分割分（100g）を直ちに送付し、1 分割分（50g）を自らの分析に使用する。残り（50g）は

受託者が適正に保管する。公定法事業者の分析事業所への送付料は、受託者が負担する（予定数量：26）。

※公定法(2)ウ(ア)までの操作を終えたものをいう。

- ⑥ 公定法事業者は、受け取った受託者からの調製済試料を冷暗所に保管する。
- ⑦ 受託者は、報告期限内に簡易測定の結果の速報を様式2 (Microsoft Excel)により電子メールでセンターに報告する。(3ng-TEQ/g を超過した場合は明示すること)
- ⑧ 受託者は、簡易測定の結果が 3ng-TEQ/g を超過し、当該超過に係る廃棄物に受入基準が適用される場合は、センターと同時に公定法事業者に報告すること。また、当該超過に係る廃棄物の種類が焼却灰、その他の燃え殻であった場合は、⑤に準じて、当該超過に係る調製済試料（100g）を公定法事業者の分析事業所に速やかに送付（受託者負担）する。
- ⑨ 受託者は、⑦の報告をした日の翌日から起算して7日以内（3ng-TEQ/g を超過している場合は5日以内）に分析結果報告書を1部（電子納品の場合は1式）提出する。報告期限は厳守すること。なお報告書には、分析項目及び分析結果の他、次の事項を記載する。

廃棄物等名、試料採取年月日、試料採取基地、試料受取年月日、契約者名、事業所コード、契約コード、伝票番号、分析方法及び検液の作成方法、その他必要事項

(3) 調製済試料の公定法事業者への提供

センターは、簡易測定の結果の中から、精度管理のため、公定法による機器分析を実施する試料を選択する。（予定数量：15 検体）

受託者は、当該調製済試料であって、公定法事業者に送付していない試料がある場合は、当該調製済試料を公定法事業者に送付すること。送付料は受託者の負担とする。

(4) 他の簡易測定事業者への提供

受託者は、前記(2)において簡易測定の結果が 3ng-TEQ/g を超過し、受入基準が適用されるもの、及び(3)において選択したものに係る保管中の調製済試料を、センターが指定する他の簡易測定事業者の分析事業所に送付すること。送付料は受け取り側の負担とする（着払い）。

(5) その他

ア. 保管期間

受託者は、センターが提供した試料で測定が終了したものについては、終了の日の翌日から起算して60日間保管し、センターの求めがあった場合にはこれを提出すること。ただし、別の分析事業者に提供するための調製済試料は、履行期限まで保管すること。

なお、保管しておくことが困難な場合は、あらかじめセンターの承諾を得て処分することができる。

イ. 残渣の処理

受託者は、試料の残さ等を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）等の基準に従い、適正に処理すること。

5 業務報告書の提出

- ① 受託者は、業務終了時に分析結果をとりまとめ、業務報告書を、製本した印刷物で10部、電子データ(Microsoft Excel、又は Microsoft Word)で1部提出するものとする。
- ② 報告書の内容は下記のとおりとする。
 - 1 調査の概要(調査目的、調査期間、調査対象基地、調査項目、測定方法等)
 - 2 廃棄物等の種類別検体数(基地別)
 - 3 調査項目別検体数(廃棄物等の区分、基地別)
 - 4 調査結果
 - 4-1 受入基準(判定値)を超えた検体数(廃棄物等の種類、調査項目、基地別)
 - 4-2 各基地における判定基準(判定値)を超えた検体一覧表
 - 4-3 測定結果濃度区分(判定値)
 - 5 測定結果一覧

6. 委託料の支払い

本仕様書で示した簡易分析に供する予定の試料数は下表(再掲)のとおりである。その数量は、増減が予想されるが、その不利益をセンターに問うことはできないものとする。

センターが受託者に支払う金額は、センターが設計した設計総額と入札時に決定した落札額により、落札率を算出し、実際の実施数量に応じて設計変更した変更総額に落札率を乗じて得た金額に、当該金額に係る消費税を加えた金額とする。

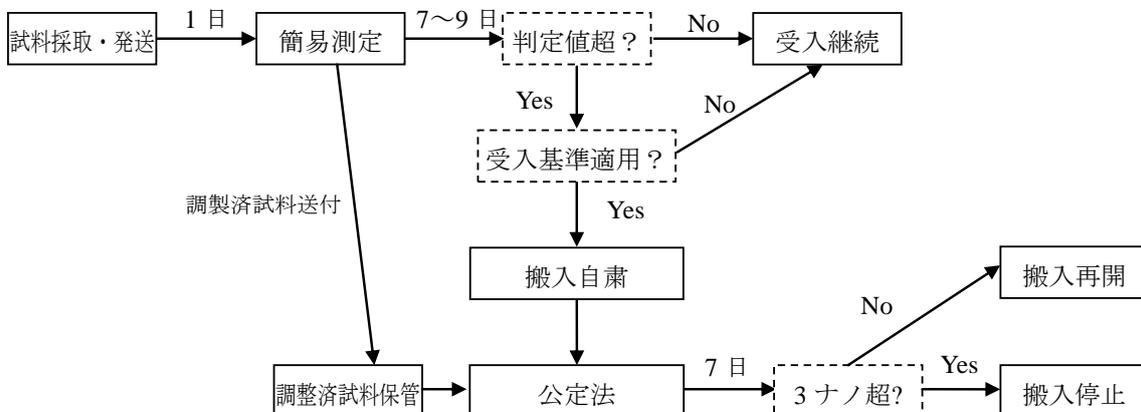
分析項目	予定数量
ダイオキシン類	112検体

7. その他

本仕様書に記載のない業務が発生した場合は、センターの指示に従うものとし、その内容については協議するものとする。

(参考)

＜簡易測定を活用したダイオキシン類の抜取検査フロー＞



※判定値：3ng-TEQ/g

＜簡易測定～公定法の曜日別シミュレーション＞

日	月	火	水	木	金	土
	採取・発送	試料着	簡易測定① 調製済試料発送	簡易測定② 調製済試料着	簡易測定③	
	簡易測定④	簡易速報⑤	公定法①	公定法②	公定法③	
	公定法④	公定速報⑤				
		採取・発送	試料着	簡易測定① 調製済試料発送	簡易測定② 調製済試料着	
	簡易測定③	簡易測定④	簡易速報⑤	公定法①	公定法②	
	公定法③	公定法④	公定速報⑤			
			採取・発送	試料着	簡易測定① 調製済試料発送	
	簡易測定② 調製済試料着	簡易測定③	簡易測定④	簡易速報⑤	公定法①	
	公定法②	公定法③	公定法④	公定速報⑤		
				採取・発送	試料着	
	簡易測定① 調製済試料発送	簡易測定② 調製済試料着	簡易測定③	簡易測定④	簡易速報⑤	
	公定法①	公定法②	公定法③	公定法④	公定速報⑤	
					採取・発送	
	試料着	簡易測定① 調製済試料発送	簡易測定② 調製済試料着	簡易測定③	簡易測定④	
	簡易速報⑤	公定法①	公定法②	公定法③	公定法④	
	公定速報⑤					

1. 一般廃棄物と産業廃棄物の別

区分	数量
一般廃棄物	86
産業廃棄物	26
合 計	112

2. 基地及び廃棄物の種類別

基地	焼却灰	ばいじん 処理物	産廃	計	基地	焼却灰	ばいじん 処理物	産廃	計
津名	1	1	0	2	大阪	4	4	7	15
姫路	0	2	0	2	堺	14	24	3	41
播磨	1	4	2	7	和歌山	3	5	3	11
神戸	2	4	4	10	小計②	21	33	13	67
尼崎	8	9	7	24	合計 (①②)	33	53	26	112
小計①	12	20	13	45					

